

第81期定時株主総会 ウェブサイト掲載事項

事業報告の「5. 業務の適正を確保するための体制」

個別注記表

連結注記表

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

大林道路株式会社

法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.obayashi-road.co.jp/ir/>) に掲載することにより、株主の皆様提供しているものであります。

5. 業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法律上の機関

当社は、株主総会及び取締役のほか、法律上の機関として取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を設置する。

取締役会は取締役8名以内により構成する。取締役は、経営の意思決定と業務執行を行うとともに、他の取締役、執行役員及び使用人の職務執行を監督する。

監査役会は、監査役4名以内（うち社外監査役半数以上）により構成し、「監査役会会則」に則り、取締役から独立した立場において、取締役、執行役員及び使用人の職務執行が法令または定款等に適合しているかを監査するなど取締役の職務の執行状況の監査を行うとともに、計算書類等の適正性を確保するため会計監査を実施する。

会計監査人は、独立の立場から計算書類等の監査を行う。

② 内部監査の実施

「内部監査規程」の定めにより、内部監査部門である監査・内部統制室が、監査役及び会計監査人の監査とは別に内部統制の有効性及び各部門の業務執行状況の監査を専ら担任する。

③ 企業倫理委員会を中核とする企業倫理推進体制

企業倫理遵守のための基本方策の策定など、企業倫理に関する重要事項を審議し、社内における企業倫理遵守の徹底を図るため、企業倫理委員会を設置する。

企業倫理遵守の推進については、社長を最高責任者とする企業倫理推進体制に基づき、個別規定の整備、運用や企業倫理確立のための研修実施などを行っていく。

- ④ 独占禁止法遵守などの法令遵守体制の整備、運用
独占禁止法及び刑法（競売入札妨害罪、談合罪）の遵守徹底を図るため、主な役職者から、独占禁止法遵守に関する誓約書を徴収するとともに、現業部門に対し本店がきめ細やかな教育指導を行うほか、本支店において各種のコンプライアンス教育を実施する。また、監査役会は無作為に抽出した役員員に対し、法令遵守のモニタリングを実施する。
- ⑤ 内部通報制度
法令・定款に違反するおそれがある事項を、当社の全職員から直接通報するための通報制度を設ける。
- ⑥ 反社会的勢力による被害の防止
反社会的勢力とは関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合はこれを拒絶する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報の保存及び管理に関する規程の整備・運用
法令、その他ガイドライン等に従い、会社が取り扱う文書、情報についての保存期間を定める「文書の保存・管理に関する規程」を整備し、これを運用する。
文書、情報の管理については、「情報資産のセキュリティに関する基本方針」を定め、個別規定を整備し、これを運用する。
- ② 定期的監査の実施
監査・内部統制室は、各部門における情報の保存及び管理（セキュリティを含む。）の運用状況を定期的に監査する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 重要な意思決定の決裁権限の明確化
重要な意思決定事項に関し、「取締役会会則」、「経営会議内規」、「決裁等に関する基準規程」等により決裁権限を明確化する。また、取締役会や経営会議においては、リスク審査を厳密に行ったうえで、各案件の意思決定を行う。

② 「危機管理対策規程」の整備・運用

危機の未然防止に努めるとともに、万一、危機が発生した場合は、企業倫理委員会を中核とする体制の下、迅速かつ適切な対応を行い、業績への影響やダメージを最小限に食い止めることを目的とする「危機管理対策規程」を整備、運用する。

③ 震災時の事業継続計画（BCP）の策定

万一、大震災が発生した場合に備え、当社の事業活動を継続するための計画を策定する。

④ 財務報告に係る内部統制の整備

業務プロセスに内在するリスクを未然に防止するとともに、財務報告に係る信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の整備を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 経営会議

取締役兼任執行役員及び指名された執行役員による経営会議で詳細かつ迅速な意思決定を実現する。

② 執行役員制度

業務執行に専念する執行役員を設けることにより、効率的な業務執行を実現する。

(5) 当企業集団における業務の適正を確保するための体制

① グループ会社の指導・管理

グループ会社の業務全般にわたる指導、管理は経営企画部が行う。なお、グループ会社の健全な育成を図るため、グループ会社ごとに営業・人的支援に係る部署を別に定め、指導・管理を行う。

② グループ会社の重要事項の審議

当社取締役会において、グループ会社の業務執行状況の報告を受けるとともに、グループ会社の経営に関する重要事項を審議・決定する。

③ グループ会社への役員派遣

グループ会社の取締役、執行役員または監査役として当社役職員を原則1名以上派遣するものとする。派遣された当社役職員は、当該グループ会社の業務の適正の確保に努めるとともに、万一、法令・定款に違反するおそれがある事実及びグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、当社取締役及び監査役に報告する。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 取締役、執行役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

取締役は、内部監査の結果及び法令・定款に違反するおそれがある事実並びに会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を監査役に報告する。

上記のほか、監査役は、取締役に対し、経営上の重要な事実の報告を求めることができる。

② 重要な会議への参加

監査役は、取締役会に出席するほか、重要な会議に出席し、必要があると認めるときは意見を述べるすることができる。

③ 代表取締役との定期的会合

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、会社に対処すべき課題、会社を取り巻くリスク等経営上の諸問題について意見を交換する。

④ 監査役の監査が実効的に行われるための環境整備

上記のほか、監査役は取締役に対して監査役の監査が実効的に行われるための環境整備を図るよう要請することができる。

個別注記表

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

満期保有目的の債券 償却原価法(定額法)
子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの 移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ たな卸資産

販売用不動産 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
未成工事支出金 個別法による原価法
材料貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く。)

定率法によっている。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く。)については定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。

② 無形固定資産(リース資産を除く。)

定額法によっている。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。

② 完成工事補償引当金

完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当期の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。

③ 工事損失引当金

受注工事に係る将来の損失に備えるため、当期末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

過去勤務債務は、各事業年度の発生時に一括費用処理している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による均等額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。

⑤ 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。

(4) 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当期末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

(5) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

前期まで営業外費用の「その他」に含めて表示していた「手形売却損」は、当期において重要性が増したため区分掲記した。なお、前期における「手形売却損」の金額は6百万円である。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、差入保証金の代用として差入れている。

投資有価証券	20百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	20,172百万円
(3) 受取手形割引高	474百万円
(4) 受取手形流動化の買戻し義務額	306百万円
(5) 関係会社に対する金銭債権、債務	
① 短期金銭債権	7,745百万円
② 長期金銭債権	5百万円
③ 短期金銭債務	313百万円
(6) 「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。	

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,763百万円

(7) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は16百万円である。

(8) 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当期の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が期末残高に含まれている。

① 受取手形	192百万円
② 支払手形	32百万円

4. 損益計算書に関する注記

(1) 工事進行基準による完成工事高	36,169百万円
(2) 関係会社との取引高	
① 売 上 高	13,379百万円
② 仕 入 高	906百万円
③ 営業取引以外の取引高	14百万円
(3) 売上原価のうち工事損失引当金繰入額	205百万円
(4) 研究開発費の総額	211百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当期末日における自己株式の種類及び数

普 通 株 式	261,440株
---------	----------

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未 払 費 用	301百万円
退 職 給 付 引 当 金	1,610百万円
貸 倒 引 当 金	57百万円
そ の 他	437百万円

繰 延 税 金 資 産 小 計 2,406百万円

評 価 性 引 当 額 △270百万円

繰 延 税 金 資 産 合 計 2,135百万円

繰延税金負債

固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	△40百万円
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△42百万円
そ の 他	△1百万円

繰 延 税 金 負 債 合 計 △83百万円

繰 延 税 金 資 産 の 純 額 2,051百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社名	住所	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 被所有割合		関係内容	
					直接 (%)	間接 (%)	役員の 兼任等	事業上の関係
親会社	㈱大林組	東京都 港区	57,752	建設、土木工事の請負並びにこれらに関連する事業、不動産の売買、賃貸並びにこれらに関連する事業	40.64	—	—	建設工事の受注、製品の販売、建物等の賃借並びに建築工事の発注
		取引の内容		取引金額 (百万円) (注1)	科目		期末残高 (百万円) (注1)	
		建設工事の受注		13,700	完成工事未収入金	7,723		
					未成工事受入金	37		
					受取手形割引高	474		

(注) 1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、完成工事未収入金、受取手形割引高の期末残高には消費税等が含まれている。

2. 建設工事の受注、製品の販売及び建築工事の発注については、当社と関連を有しない他の当事者と同様の条件となっている。

8. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 534円84銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 11円15銭 |

9. 退職給付会計に関する注記

(1) 退職給付債務に関する事項

① 退職給付債務	△8,467百万円
② 年金資産	4,053百万円
③ 未積立退職給付債務 (①+②)	△4,414百万円
④ 未認識数理計算上の差異	113百万円
⑤ 貸借対照表計上額純額 (③+④)	△4,301百万円
⑥ 前払年金費用	－百万円
⑦ 退職給付引当金 (⑤－⑥)	△4,301百万円

(2) 退職給付費用に関する事項

① 勤務費用	383百万円
② 利息費用	218百万円
③ 期待運用収益	△104百万円
④ 数理計算上の差異の費用処理額	254百万円
⑤ 退職給付費用 (①+②+③+④)	752百万円

(3) 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

① 退職給付見込額の期間配分方法	期間定額基準
② 割引率	2.5%
③ 期待運用収益率	2.5%
④ 過去勤務債務の額の処理年数	1年
⑤ 数理計算上の差異の処理年数	5年

(各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により按分した額を、それぞれ発生した事業年度から費用処理している。)

10. その他の注記

- (1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。
- (2) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当期の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

- (3) 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する事業年度から平成26年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となる。この税率変更により、法人税等調整額は227百万円増加している。

連結注記表

(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社
連結子会社の名称
東洋テックス㈱

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社の数 3社
持分法適用関連会社の名称

TMSライナー㈱、日本スナックロック㈱、ミノル工業㈱

(3) 連結の範囲および持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

当連結会計年度から持分法適用関連会社であったフォレストコンサルタント㈱は、株式の追加取得により連結の範囲に含めている。

その後、連結子会社の東洋パイブリノバート㈱が、連結子会社のフォレストコンサルタント㈱を平成23年9月30日付で吸収合併し、商号を東洋テックス㈱に変更している。

② 持分法適用の範囲の重要な変更

当連結会計年度からフォレストコンサルタント㈱は、株式の追加取得により連結子会社となったため、持分法適用の範囲から除外している。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致している。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的の債券	償却原価法(定額法)
その他有価証券 時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの	移動平均法による原価法

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

販売用不動産 個別法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金 個別法による原価法

材料貯蔵品 先入先出法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- イ. 有形固定資産（リース資産を除く。） 定率法によっている。
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備は除く。)については定額法によっている。
なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっている。
- ロ. 無形固定資産（リース資産を除く。） 定額法によっている。
ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。
- ハ. リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用している。

③ 重要な引当金の計上基準

- イ. 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
- ロ. 完成工事補償引当金 完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当連結会計年度の完成工事高に対する将来の見積補償額に基づいて計上している。
- ハ. 工事損失引当金 受注工事に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることができる工事について、損失見込額を計上している。
- ニ. 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。
過去勤務債務は、各連結会計年度の発生時に一括費用処理している。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による均等額を、それぞれ発生した連結会計年度から費用処理している。

ホ. 環境対策引当金

「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」により義務付けられているPCB廃棄物の処理に要する費用に充てるため、当該費用見込額を計上している。

④ その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用している。なお、工事進行基準を適用する工事の当連結会計年度末における進捗度の見積りは、原価比例法によっている。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度まで営業外費用の「その他」に含めて表示していた「手形売却損」は、当連結会計年度において重要性が増したため区分掲記した。なお、前連結会計年度における「手形売却損」の金額は6百万円である。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産

下記の資産は、差入保証金の代用として差入れている。

- | | |
|--|-----------|
| 投資有価証券 | 20百万円 |
| (2) 有形固定資産の減価償却累計額 | 20,268百万円 |
| (3) 受取手形割引高 | 474百万円 |
| (4) 受取手形流動化の買戻し義務額 | 306百万円 |
| (5) 当社においては「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、「土地再評価差額金」を純資産の部に計上している。 | |

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める「地価税法」(平成3年法律第69号)第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算定する方法

再評価を行った年月日

平成12年3月31日

再評価を行った土地の当連結会計年度末における時価と再評価後の帳簿価額との差額

2,763百万円

(6) 工事損失引当金に対応する未成工事支出金の金額

損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示している。損失の発生が見込まれる工事契約に係る未成工事支出金のうち、工事損失引当金に対応する額は16百万円である。

(7) 連結会計年度末日満期手形

連結会計年度末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理している。なお、当連結会計年度の末日が金融機関の休日であったため、次の連結会計年度末日満期手形が連結会計年度末残高に含まれている。

① 受取手形	192百万円
② 支払手形	32百万円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 46,818,807株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年6月24日 定時株主総会	普通株式	139百万円	3円	平成23年3月31日	平成23年6月27日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの
平成24年6月26日開催の第81期定時株主総会において次のとおり付議します。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成24年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	139百万円	3円	平成24年3月31日	平成24年6月27日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金については主に短期的な預金等の安全性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については金融機関からの借入による方針である。デリバティブは、特定の資産及び負債に係る価格変動または金利変動のリスクをヘッジする目的で利用し、短期的な売買差益を獲得する目的や投機目的のための取引は行わない方針である。

ただし、余剰資金の長期運用目的でリスクが僅少なデリバティブ取引を利用している。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形・完成工事未収入金等については、顧客等の信用リスクがあるが、当該リスクに関しては、受注時の審査を厳格に行うとともに、必要がある場合は適切な債権保全策を実施する体制としている。

投資有価証券については、市場価格の変動リスクがあるが、主に顧客等、関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握している。

営業債務である支払手形・工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日である。

短期借入金は主に運転資金及び設備資金の調達を目的としている。

複合金融商品関連では、余剰資金の長期運用目的で元本が保証されており、かつ預金利率がマイナスとならないデリバティブ内包型預金を行っているが、預金利率が為替相場に連動して決定される変動金利定期預金であるため、為替相場の動向によっては預金利率が市場金利を下回るリスクを有しているほか、当社グループから解約を申し入れた場合に別途清算金の支払義務が発生するリスクを有している。なお、大手金融機関を取引相手としてデリバティブ取引を行っており、信用リスクはないと判断している。デリバティブ取引は社内管理規定に従い執行されており、取引の状況は定期的が取締役会へ報告されている。

営業債務や借入金等については、流動性リスクがあるが、当社グループでは、各社が年度及び四半期の資金計画、月次の資金繰り計画を作成するなどの方法により管理している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりである。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めていない。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 資産			
① 現金及び預金	5,174	5,174	—
② 受取手形・完成工事未収入金等	35,450	35,450	—
③ 投資有価証券			
イ. 満期保有目的の債券	20	20	0
ロ. その他有価証券	266	266	—
資 産 計	40,911	40,911	0
(2) 負債			
① 支払手形・工事未払金等	28,952	28,952	—
② 短期借入金	2,000	2,000	—
③ 未払法人税等	742	742	—
負 債 計	31,695	31,695	—
(3) デリバティブ取引 (*)	(39)	(39)	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で示している。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 資産

① 現金及び預金、② 受取手形・完成工事未収入金等

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

③ 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっている。

(2) 負債

① 支払手形・工事未払金等、② 短期借入金、③ 未払法人税等

これらは短期間で決済されるまたは払出しを行うため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(3) デリバティブ取引

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっている。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額（関連会社株式167百万円、その他有価証券135百万円））は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「③ 投資有価証券」には含めていない。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	543円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	13円16銭

7. その他の注記

(1) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示している。

(2) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用している。

(3) 法人税率の変更等による影響

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」（平成23年法律第114号）及び「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」（平成23年法律第117号）が平成23年12月2日に公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度から法人税率の引下げ及び復興特別法人税の課税が行われることとなった。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の40.6%から、平成24年4月1日に開始する連結会計年度から平成26年4月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については38.0%に、平成27年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については35.6%となる。この税率変更により、法人税等調整額は227百万円増加している。